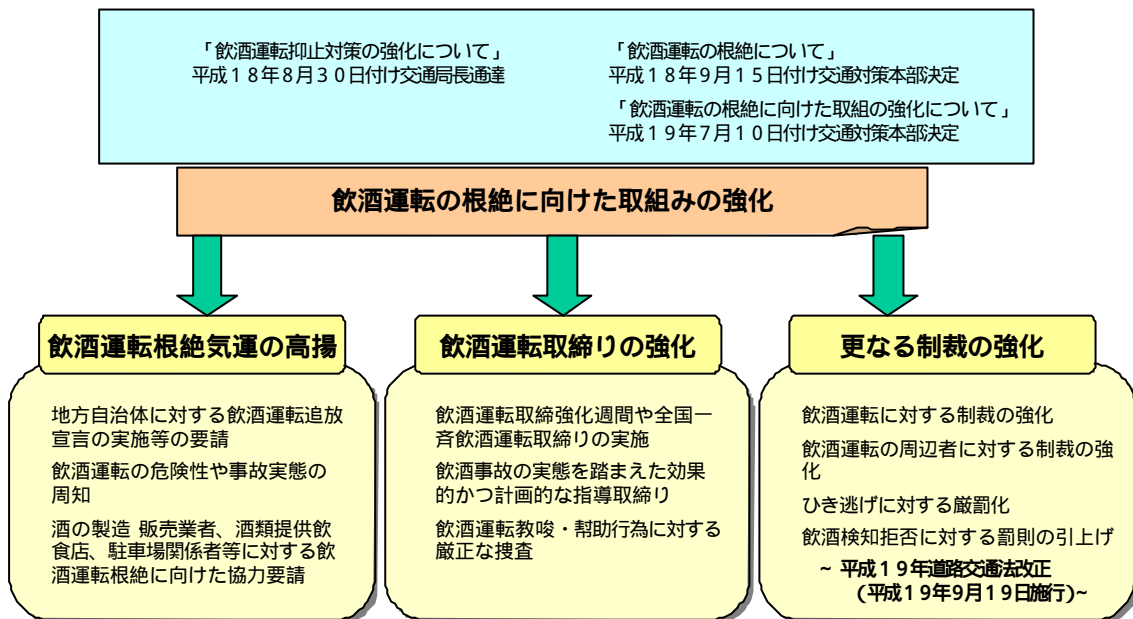


## 4 飲酒運転の根絶に向けた取組みの広がり

### 飲酒運転の根絶に向けた警察の取組み

#### 飲酒運転の根絶に向けた取組み



警察庁では、全国一斉の飲酒運転取締強化週間や一斉取締日を設けるなどして、飲酒運転の取締りを強力に行うとともに、飲酒運転の実態や危険性を周知させるための交通安全教育や広報啓発活動を推進しています。

また、地域と職場から飲酒運転を追放するよう各方面への働きかけを行い、特に、酒の製造・販売業者や酒類提供飲食店などの関係の深い業界、業者に対しては、飲酒運転を防止するための具体的な取組みを要請しています。

平成19年9月19日には、改正道路交通法のうち、飲酒運転及びこれを助長する行為に対する罰則の強化等に係る規定が施行され、飲酒運転の根絶に向けた諸対策をなお一層強化することとしています。

## 関係業界の自主的な取組み

政府を挙げて飲酒運転の根絶に向けた取組みが強化されているほか、関係業界における自主的な取組みも広がっています。

警察庁からは、酒の酒造・販売業界、飲食店やホテルなどの全国組織32団体に対し「飲酒運転抑止対策への協力」を依頼しており、例えば、酒造業者やビールのメーカーが商品のラベルや広告で飲酒運転防止を呼びかけたり、ホテル関係団体が「STOP! 飲酒運転」の卓上パネルを制作するなどの動きが見られます。

### 関係業界

### 自主的な取組み～各方面に広がり

#### 酒造業者

#### ビールメーカー

商品のラベルや広告で飲酒運転防止の呼び掛け

#### 日本ホテル協会

「STOP!」飲酒運転卓上パネル制作



また、飲食店等によっては、「キーホルダーボード」を備え来客の車の鍵を預かったり、飲酒したドライバーにタクシーや運転代行の利用補助券を交付し、或いは駐車場利用の割引をするなどのサービスを行っているところもあります。

自治体やバス、タクシー等の事業所において、車両の運行前に飲酒検知を行うといった取組みも広がっています。

